

令和8年 富士見町 告示

第 31 号

富士見町親子関係形成支援事業実施要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町親子関係形成支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童との関わり方若しくは子育てに悩み、又は不安を抱えている保護者及びその児童を支援するため、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 21 項に規定する親子関係形成支援事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象者は、町内に居住する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者で、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けたいと思っている者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者又はそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (3) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校関係機関からの情報提供、その他の事由により当該支援を必要と認める児童及びその保護者

(実施方法等)

第 3 条 事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 子どもの行動の理解と要因の把握及び対応
 - (2) 子どもの発達・成長に応じた関係性や関わり
 - (3) 対象者で事業を利用する者(以下「利用者」という。)同士によるピアサポート
 - (4) セルフケアや子どもへの関わり方の振り返り
 - (5) グループミーティングにおいて利用者同士が気軽に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができるような配慮
- 2 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、町が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切に事業を実施できると市町村が認めた者とする。
- 3 定員は 10 名程度を目安とする。
- 4 別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めるものとする。
- 5 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また、利用者へ必要な支援が提供されるよう、以下の対応に努める。
- (1) 広報資料等を使用し事業の周知を図るとともに、深刻な虐待事案に至る前段階で子どもとの関わり方を支援するという、本児業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。
 - (2) 利用者の支援ニーズをアセスメントし、支援ニーズに応じてプログラムを案内し、

利用前の動機付けを丁寧に行うこと。

- (3) グループワークを行う際には、利用者の支援ニーズに合わせて組合せを考える等配慮すること。
- (4) 利用が中断した場合には個別に継続利用の為に働きかけ(補修プログラムの提供等)をおこなうよう努めること。
- (5) 利用中又は、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、利用者の変化の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、関係機関への連携を検討すること。

(費用)

第4条 利用者の費用負担は、無料とする。

(個人情報の保護)

第5条 事業に従事する者及び関係者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び富士見町個人情報保護法施行条例(令和4年富士見町条例第15号)の規定に従い、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。